

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給に関する協定書

古賀市（以下「甲」という。）と福岡トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、甲の区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等での外部給電可能な車両からの電力供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲及び乙が相互に協力し、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的とする。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 この協定において外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車（Re-Q 装着プリウス含む）

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し外部給電可能な車両の提供要請書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で協力を要請できるものとし、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、前条の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保した上で、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。

2 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力に努めるものとする。

(外部給電可能な車両の引渡し)

第5条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与するときは、原則、古賀市役所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙が車両を運搬することができないときは、甲及び乙が協議して引渡しの方法を定めるものとする。

(貸与期間)

第6条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間を変更するときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定により甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引き渡したときは、外部給電可能な車両の提供協力受書（様式第2号）をもつて報告するものとする。

(費用負担)

第9条 外部給電可能な車両の貸与期間中の使用料は無償とする。
2 外部給電可能な車両の貸与期間中の費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用）については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申出があった場合には、この限りではない。
3 前項の費用は、災害発生の直前における適正価格を基礎として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第10条 甲は、乙から前条の費用の請求があったときは、その内容を確認し、乙が指定する支払い先に速やかに支払いを行う。

(補償)

第11条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、

次のとおり取り扱うものとする。

- (1) この協定に基づき協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）によりその損害を補償するものとし、その適用がないときは福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合補償条例（昭和41年条例第3号）の規定により損害を補償するものとする。
- (2) 前号の規定により難い特段の事情がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- (3) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責事由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、損害の補償について甲及び乙が協議して定めるものとする。
- (4) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。

(自動車保険の扱い)

第12条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生したときは、速やかに乙にその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責事項があるときは、その免責金額を原則甲が負担するものとする。

(使用上の留意事項)

第13条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。

- (1) 安全な場所で通常の用法に従って使用する。
- (2) 原則として、古賀市内で使用する。
- (3) 外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第15条第3項の規定により、速やかに乙に報告する。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、連絡責任者届（様式第3号）により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

第15条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じたときなど、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、対応について甲及び乙が協議して定めるものとする。

(訓練等)

第16条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及・周知活動)

第17条 甲及び乙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取組むものとする。

(協議)

第18条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日2か月前までに甲及び乙のいずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年6月16日

甲 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号

古賀市長 田辺一城



乙 福岡県福岡市中央区渡辺通四丁目8番28号

福岡トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長

金子直幹



様式第1号（第3条関係）

FAX: 092-712-6844

年 月 日

外部給電可能な車両の提供要請書

福岡トヨタ自動車株式会社

営業業務部 災害連携協定担当者 様

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2. 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (応答住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用担当者 (連絡先・職氏名)
1			自: 月 日 至: 月 日		
2			自: 月 日 至: 月 日		
3			自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3. 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

様式第2号（第8条関係）

FAX: 092-942-3758

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力受書

古賀市 様

災害連携協定担当者 様

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第8条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (府舎住所)	外部給電予定場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用担当者 (連絡先・職氏名)
1			自: 月 日 至: 月 日		
2			自: 月 日 至: 月 日		
3			自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

2 報告に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

様式第3号（第14条関係）

年　月　日

連絡責任者届

団体名【 】



連絡先（窓口責任者）

第1連絡先	
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	

第2連絡先	
担当部署	
役職・氏名	
電話番号	
FAX	
Eメールアドレス	

（目的外使用禁止）

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。

